

年金所得者の方の計算方法

※年金の所得金額とは、支給を受けた金額ではありませんのでご注意ください。

※遺族年金、障害者年金等の法律によって非課税とされているものは、計算の対象にはなりません。その際の所得金額は「0円」となります。

前年分の書類をご用意ください。
(例) 申込みが平成26年の場合、平成25年分を用意する。

年金振込通知書

平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたのでお知らせします(右のページの支払予定日をご参照ください)。なお、平成25年10月分(12月支払予定)から年金額が改定されます。詳しくは、裏面をご覧ください。改定後の年金額は改めてお知らせします。

年金の種類 年金
基礎年金番号 年金コード
受給者氏名
振込先
[年金支払額] および [年金から特別徴収する保険料等] 等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※ 年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

平成25年6月6日

厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課 印

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年	月	日	1明治	2大正	3昭和	4平成								
区	分	支払金額	源泉徴収税額	千	円	千	円	千	円								
法第203条の3第1号適用分																	
法第203条の3第2号適用分																	
法第203条の3第3号適用分																	
本人	控除対象配偶者の有無	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料額	特別障害者	その他の障害者	特別寡妻	寡妻	特別寡夫	寡夫	老人控除対象配偶者	特定老人	その他	特別(うち同居)	その他	千	円
(摘要)																	
支払者	所在地	名称	(電話)														
整理欄	①	②	331														

6倍をした金額が年間支払額になります。

この年間支給金額を下記の計算式にあてはめ、所得金額を計算してください。

【年金所得の計算方法】

年間の年金支払額については、該当するところにあてはめ、所得金額に計算してください。

年齢	年金合計額	所得金額計算式
65歳以上の方	1,200,000円未満	所得金額は 0円とする。
	1,200,000円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額 (円) - 1,200,000円 = 所得金額 (円)
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額 (円) × 0.75 - 375,000円 = 所得金額 (円)
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額 (円) × 0.85 - 785,000円 = 所得金額 (円)
	7,700,000円以上	年間総収入金額 (円) × 0.95 - 1,555,000円 = 所得金額 (円)
65歳未満の方	700,000円未満	所得金額は 0円とする。
	700,000円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額 (円) - 700,000円 = 所得金額 (円)
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額 (円) × 0.75 - 375,000円 = 所得金額 (円)
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額 (円) × 0.85 - 785,000円 = 所得金額 (円)
	7,700,000円以上	年間総収入金額 (円) × 0.95 - 1,555,000円 = 所得金額 (円)